

平成18年第6回教育委員会臨時会記録

平成18年11月27日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成18年11月27日(月)午後4時00分～午後4時10分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 学校適正配置担当部長 小澄 龍太郎 庶務課長 松岡 敬明

学校運営課長 井口 順司 済美教育センター所長 根本 信司

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0 名

会議に付した事件

(議案)

議案第56号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第57号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

目 次

会議録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第56号 杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案第57号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

委員長 ただいまから第6回の教育委員会の臨時会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、大藏委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が2件となっております。

すべての議案が、平成18年第4回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」に基づく、区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律第13条により、本日の会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、本日の会議は非公開といたします。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第56号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第56号「杉並区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

特別区人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告」におきまして、退職手当につきましては、国や民間企業の動向を踏まえ、見直しを検討する必要があるとの意見が出されました。

特別区におきましては、特別区人事委員会の意見を踏まえ、検討を進めた結果、「勤続年数が過度に重視され、年功要素が強い現行の制度」を、「在職期間中の職務・職責に応じた貢献度をよりの確に反映できる制度」に改めることといたしました。このことに伴いまして、退職手当の算出方法を改める必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。

資料の最後から2枚目のところに、資料2という表があるかと思いますが、そちらをご覧くださいと存じます。

まず、一般の退職手当の額の算出方法を改めるものでございます。新たに退職手当の調整額を設けることといたしまして、退職手当の額を基本額と調整額の合計額とするものでございます。

次に、調整額の算出方法でございますが、評価期間におけるポイントの合計点数に、調整額単価を乗じて得た額、これを調整額としてございます。

評価期間は、退職年度を含む退職前20年度間でございます。ポイントにつきましては、職務・職責に応じて、8区分とすることといたしまして、記載のとおり、1年度当たりのポイントを設定してございます。調整額の単価は1,000円ということになってございます。なお、地域手当の

支給割合が18%に達するまでの間は、単価を減額することとしてございます。

そのほか、育児休業による除算期間を緩和する等、退職手当の基本額の算出方法の特例を設けてございます。

それでは、数ページお戻りいただきまして、資料1の前、附則というところがございます。改正案の最後の方の附則というところをちょっとご覧いただきたいと思います。附則の第1項でございすけれども、この条例の施行期日を定めるものでございまして、平成19年1月1日から施行することとしてございます。

また、附則の第2項から第8項まで、これにつきましては平成18年度の退職者に関する特例や、平成19年度以降の退職者に関する特例等、この条例の改正に伴う必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第56号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。では、庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第57号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

改正の内容でございすが、最後から2枚目の資料2というところをご覧ください。

そちらの資料の2に記載のとおり、給料表の改定、それから管理職手当の改正、扶養手当の額の改定、地域手当の支給割合の改定並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定を行うものでございます。

少しお戻りいただきまして附則でございすけれども、表紙から5枚目になりましょうか。附則の第1項はこの条例の施行期日を定めるものでございまして、平成19年1月1日から施行することとしてございます。なお、管理職手当の改正、扶養手当の額の引上げ及び期末手当、勤勉手当の支給月数の改定につきましては、平成19年4月1日から施行することとしてございます。

附則の第2項から第7項までは、平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置等、この

条例の改正に伴う必要な経過措置を定めるものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第57号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

予定されました日程は、すべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。